

社会福祉法人長井市社会福祉協議会児童センター及び学童クラブ管理規程

平成 22 年 3 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長井市児童センター及び学童クラブ設置条例（昭和 48 年長井市条例第 13 号）第 6 条の規定により社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が管理する児童センター（以下「児童センター」という。）及び学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第 2 条 児童センター及び学童クラブの名称及びその位置は、次のとおりとする。

- (1) 長井市致芳児童センター 長井市五十川 2316 番地
- (2) 長井市平野児童センター 長井市九野本 3183 番地の 1
- (3) 長井市伊佐沢児童センター 長井市中伊佐沢 1256 番地の 20
- (4) 長井市豊田児童センター 長井市歌丸 2475 番地
- (5) 長井市致芳学童クラブ 長井市五十川 2316 番地
- (6) 長井市平野学童クラブ 長井市九野本 3118 番地の 1
- (7) 長井市豊田学童クラブ 長井市歌丸 990 番地の 2

(保育を行う児童の定数)

第 3 条 保育を行う児童の定数は、次のとおりとする。

- (1) 長井市致芳児童センター 130 名
- (2) 長井市平野児童センター 100 名
- (3) 長井市伊佐沢児童センター 50 名
- (4) 長井市豊田児童センター 100 名

(職員及び職務内容)

第 4 条 児童センターに次の職員を置き、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 館長 児童センター及び学童クラブの職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮監督を行うとともに、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取組み、利用子どもを全体的に把握し園務を掌る。
- (2) 児童厚生員 保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもの健康と情操の向上等の保育業務を担当し、必要な職務を行う。
- (3) 嘱託医 児童センターの子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (4) 嘱託歯科医師 児童センターの子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (5) その他の職員 児童センターの事務及び雑務を行う。

2 児童センターに、保育現場における専門的な業務を掌理させるため、次の職を置くことができる。

- (1) 主任 館長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動、保育内容等について他の職員を統括する。
- (2) 副主任 主任を補佐し、保育内容等について他の職員への相談・指導を行う。
- (3) 専門リーダー 複数の分野別リーダーを統括し、分野別リーダーの業務指導を行う。
- (4) 分野別リーダー 県及び市などが実施する分野別研修を終了し、当該分野に関する業務を行う。

3 学童クラブに長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 40 号）第 10 条に規定する放課後児童支援員を置く。

(利用対象児童)

第 5 条 児童センター及び学童クラブの利用対象児童は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 児童センターにおいて保育を行う児童は、就学前の 2 歳以上の児童

(2) 学童クラブの利用対象児童は、長井市立小学校に就学し、昼間に家庭で保護を受けることができない児童

(3) その他設置権者が必要と認めた児童
(入館及び退館等)

第6条 児童の保育を委託しようとする者は、設置権者に対し児童センター入所申込書を提出し、入館の決定を受けなければならない。また、児童センターを退館させようとする者は、設置権者に対し児童センター退所届を提出しなければならない。

2 学童クラブを利用しようとする児童の保護者は、設置権者に対し利用申込書等を提出し利用の決定を受けなければならない。また、利用を中止する場合は設置権者に対し利用辞退届を提出しなければならない。

(保育及び活動内容)

第7条 保育は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に定めるもののほか、必要な保育を実施する。

2 保育指導計画は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を基準として長期計画、短期計画毎に作成することとし、別にこれを定める。

3 学童クラブは、長井市学童クラブの管理運営に関する規則（平成14年規則第16号）に基づき、授業終了後に適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成をはかる活動を実施する。

(開館時間)

第8条 児童センターの開館時間は、午前7時30分から午後7時までとし、土曜日にあつては、午前7時30分から正午までとする。

2 学童クラブの開館時間は、登校日においては学校終了後から午後7時までとし、学校休業日においては午前7時30分から午後7時までとする。土曜日にあつては、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、設置権者が特に認めるときには、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 児童センター及び学童クラブの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日、第2土曜日及び第4土曜日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、設置権者が特に認めるときは、これを変更することができる。

(保育時間等)

第10条 保育時間は月曜日から金曜日までの間は、午前8時30分から午後5時までを通常保育時間とし、延長保育時間は、午前7時30分から午前8時30分までを早朝保育時間、午後5時から午後7時までを居残り保育時間とする。土曜日は、午前8時30分から正午までを通常保育時間とし、延長保育時間は午前7時30分から午前8時30分までを早朝保育時間とする。

2 学童クラブの活動時間は、第8条第2項に規定する開館時間と同じとする。

(延長保育)

第11条 延長保育を受けようとする者は、児童センター延長保育申込書を会長に提出し決定を受けなければならない。

2 延長保育を停止しようとする者は、児童センター延長保育停止届を会長に提出しなければならない。

(運営委員会の設置)

第12条 児童センターの健全な運営をはかるため、会長が運営委員会を設置して、その意見を求めることができる。

(苦情対応)

第13条 児童センター及び学童クラブが提供するサービスに関する苦情への対応について

は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知)に基づいて会長が別に定める「社会福祉法人長井市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」により対応する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、児童センター及び学童クラブの管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 29 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人長井市社会福祉協議会長井市平野児童センター管理規程（平成 31 年 4 月 1 日制定）、社会福祉法人長井市社会福祉協議会長井市伊佐沢児童センター管理規程（平成 24 年 2 月 2 日制定）及び社会福祉法人長井市社会福祉協議会長井市豊田児童センター管理規程（平成 25 年 1 月 29 日制定）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。